

3月議会

議案 68 件
報告 2 件を可決



▲牛島パークゴルフ場

議案とその結果

3月定例会に提出された議案68件、報告2件は、原案のとおり可決されました。

条例

南相馬市職員の自己啓発等休業に関する条例制定について
地方公務員法の一部改正に伴い、自己啓発等休業制度を導入するため、新たに条例を制定するもの

- (1) 休業の承認事由
- ① 大学等課程の履修
 - ア、国内の大学の大学院、学部等の課程
 - イ、アと同等の学位が授与される教育施設
 - ウ、右記相当の外国の大学
 - ② 国際貢献活動
 - ア、独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域における奉仕活動
 - イ、外国の姉妹都市交流に係る奉仕活動
 - (2) 休業期間
 - ① 大学課程の履修 2年
 - ② 国際貢献活動 3年
 - (3) 給与 給与は支給しない
 - (4) 施行日 平成20年4月1日

平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間における市長、副市長、区長及び教育長の給料の減額に関する条例制定について

平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間における市長の給料月額を15パーセント減額するとともに、副市長及び教育長の給料月額を10パーセント、区長の給料月額を5パーセント減額するため、新たに条例を制定するもの

区分	給料月額	減額後の給料月額	年間総支給額の差
市長	1,000,000円	850,000円	△1,800,000円
副市長	790,000円	711,000円	△948,000円
区長	650,000円	617,500円	△390,000円
教育長	720,000円	648,000円	△864,000円

※減額となる総額約700万円(月額333,500円×21月)

(2) 施行日 平成20年4月1日

南相馬市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

構造的な見直しによる国家公務員の退職手当制度の改正に準じて算定方法及び支給率を改めるとともに、雇用保険法の一部改正等に伴い、関係条文を整備するため、必要な改正を行うもの

〔主な内容〕
(1) 一般の退職手当
退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えて得た額に改めるもの

現行
退職手当 = 退職日給料月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率

改定
退職手当 = 基本額 (退職日給料月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率) + 調整額

南相馬市戸籍等の無料証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づく戸籍等の無料証明を行うため、必要な改正を行うもの

南相馬市後期高齢者医療に関する条例制定について
後期高齢者医療制度の導入に伴い、市が行う事務の範囲及び手続について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの

- (1) 市が行う後期高齢者医療の事務
- ① 本市に住所を有する被保険者
 - ② 市が保険料を徴収すべき被保険者
 - ③ 普通徴収に係る保険料の納期 8月から翌年の2月までの当該月の末日までをそれぞれ納期とする。
 - ④ 延滞金 納期限の翌日から納付までの期間に応じ、納付金額の14.6% (納期限の日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%) の割合で計算。
- ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、

延滞金を減免することができないもの

(5) 罰則 正当な理由がなく保険料の徴収に関し従わなかった場合等、罰則規定が適用されます。
(6) 施行日 平成20年4月1日
南相馬市牛島パークゴルフ場条例の一部を改正する条例制定について

牛島パークゴルフ場の利用者の利便性向上を図るため、使用料金の納付方法に回数券の購入による納付を新たに加える改正を行うもの
(1) 使用料に1日使用回数券11回を加えるもの

区分	使用の単位	使用料
大人 (高校生以上)	1日使用券	500円
	1日使用回数券11回	5,000円
子供 (中学生以下)	1日使用券	250円
	1日使用回数券11回	2,500円
貸用具1組	クラブ1本・ボール1個	200円

(2) 施行日 平成20年4月1日

工事請負契約の締結

南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例制定について
平成20年4月30日の任期満了をもって区長制度が廃止されることに伴い、関係条例の必要な改正を行うもの
施行日 平成20年5月1日

小高区役所建設

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの

- (1) 契約の目的 小高区役所建築主体工事
 - (2) 施工場所 南相馬市小高区本町二丁目地内
 - (3) 契約の相手 株式会社中里工務店
 - (4) 契約の金額 三億九千四百八十万円
 - (5) 契約の方法 指名競争入札
- 図書館建設
(仮称)南相馬市立図書館建築主体工事に係る工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

2条の規定により議会の議決を求めるもの
(1) (仮称)南相馬市立図書館建築主体工事
① 施工場所 南相馬市原町区旭町二丁目地内 (原ノ町駅前)
② 契約の相手方 株式会社竹中工務店東北支店
③ 契約の金額 十億八千四十五万円
④ 契約の方法 制限付き一般競争入札

人事案件

- 一億六千七百七十万円
- ④ 契約の方法 制限付き一般競争入札

● 副市長の選任につき同意を求めらるることについて
副市長が平成20年3月31日をもって退職するので、後任の副市長を選任するため、地

- 方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるもの
- 中川 康 弘氏(鹿島区)
- 監査委員の選任につき同意を求めらるることについて
- 佐藤 俊 美氏(小高区)
- 教育委員会の委員の任命につき同意を求めらるることについて
- 大瀬 幸 枝氏(原町区)
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めらるることについて
- 荒 桂 子氏(鹿島区)



▲本庁1階窓口風景